

輪島市監査公表第18号

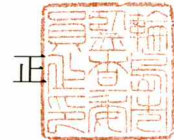
地方自治法第199条第7項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第14条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年3月3日

輪島市監査委員 高森 宝



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、輪島市監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項及び同基準第14条の規定により報告します。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査実施日及び監査対象

令和3年1月27日（水）

団体 社会福祉法人輪島市社会福祉協議会

所管課 防災対策課、福祉課、健康推進課

3 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 財政的援助等が目的に沿って活用されているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

4 監査の実施内容

令和元年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（令和2年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を当該財政的援助等の目的に沿って行われているか審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した令和元年度の財政的援助等に係る出納その他の事務（令和2年度の関連分を含む）については、概ね適正に執行されていると認められた。

監査対象団体及び所管課に対しては、次のとおり見直しや検討等を要するものとして意見、改善や是正の措置等の必要なものとして指摘事項とするので、適切な措置を講じていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【社会福祉法人輪島市社会福祉協議会】

(1) 意見

ア 事業計画書の高齢者スポーツ交流事業で行う二つの事業内容をそれぞれ別に補助金等交付申請しているが、その目的に類似性があることから一事業として申請できないか検討していただきたい。また、申請等における補助事業の実施内容及び補助対象と補助対象外が明確に確認できる記載としていただきたい。

イ ボランティアセンター事業における複写機賃借料等は、使用量に対応する割合分を補助対象とするようにしていただきたい。

ウ 電話訪問事業の決算額に適正に欠ける算出根拠が見られるので、記載方法及び内容について見直ししていただきたい。

エ 前回監査の指摘事項により任命している「会計責任者」「会計職員」については、組織図に記載していただきたい。

(2) 指摘事項

ア 前回監査の指摘事項により補助金交付申請書・実績報告書等の提出の際には確認、精査を行い提出することとしているが、依然として内容が不明瞭な箇所が見受けられるので、より一層適正確実な書類作成に努めていただきたい。

【防災対策課】

(1) 意見

なし

(2) 指摘事項

なし

【福祉課】

(1) 意見

なし

(2) 指摘事項

なし

【健康推進課】

(1) 意見

なし

(2) 指摘事項

なし